

経済安全保障の観点からの技術流出対策について

2026年3月

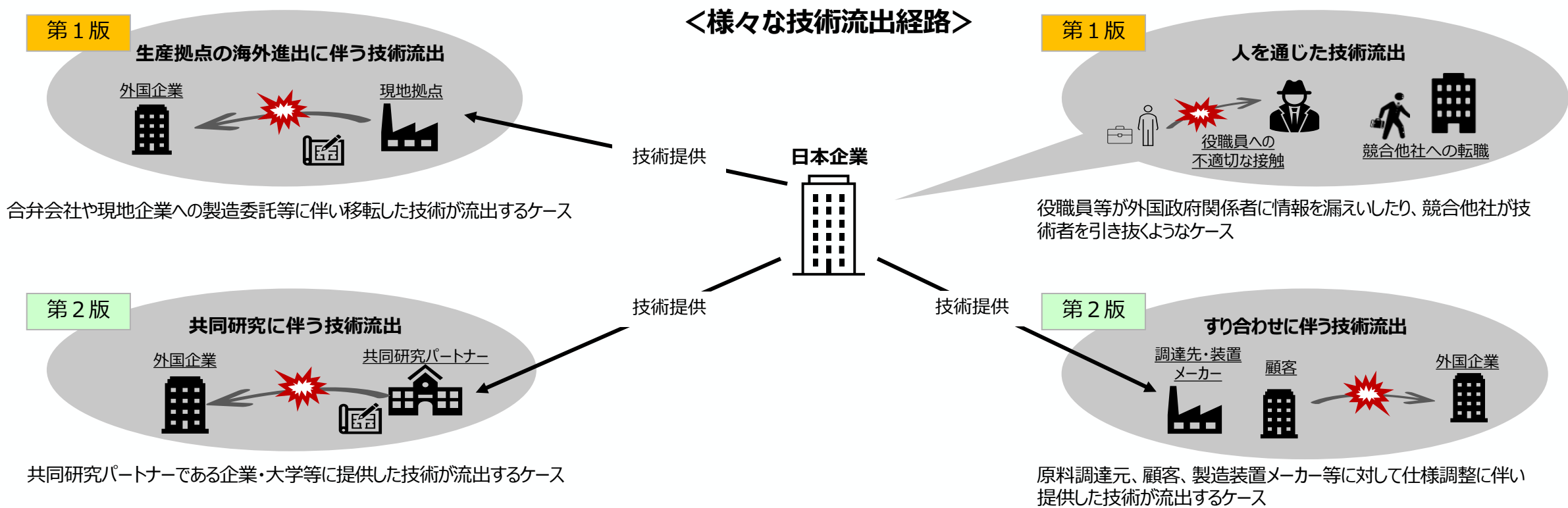
貿易経済安全保障局

技術調査・流出対策室

技術流出対策のための各施策

技術流出対策ガイドンスの目的・経緯

- 我が国が優位性・不可欠性を有する技術の獲得に向けた懸念国の動きは加速しており、手法も多様化・巧妙化している。
- こうした中、経済産業省では、外為法に基づく技術管理強化のための官民対話スキーム（技術管理スキーム）を導入するなど、**規制的手法の強化**にも取り組んでいる。同時に、技術流出経路の多様化や手法の巧妙化が進む状況においては、**企業における自主的な取組も強化する必要**もある。
- そこで、令和7年5月、**企業の技術流出リスクに対する有効な対策を提示**するため、「生産拠点の海外拠点に伴う技術流出」、「人を通じた技術流出」への対応について解説した「**技術流出対策ガイドンス第1版**」を策定した。



技術流出対策ガイドンス第2版について

- 現在、今年度中の第2版への改訂に向けて、研究会（※1）における議論等を通じ、検討を実施中。国内外との「共同研究」や調達時の「すり合わせ」に伴う技術流出対策に関するニーズが多く聞かれたことから、これらの内容を**新設**。
- 同時に、本年1月、「経済安全保障経営ガイドライン」を策定したことなどを踏まえ、「各章で共通する技術流出対策」、「人を通じた技術流出への対策」等についても、内容を大幅に充実。

【技術流出対策ガイドンス第2版の目次（予定）】

- 第1章 各章で共通する技術流出対策 **（大幅に充実）**
- 第2章 生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策
- 第3章 人を通じた技術流出への対策 **（大幅に充実）**
- 第4章 共同研究に伴う技術流出への対策 **（新規）**
- 第5章 すり合わせに伴う技術流出への対策 **（新規）**
- 参考資料 1 技術流出対策チェックリスト
- 2 コア技術の特定に係る取組事例
- 3 生産拠点の海外進出に係るモデル条項集

（※1）技術流出対策ガイドンスに関する研究会（五十音順・敬称略）

- ・池田 一郎（科学技術振興機構）
 - ・池田 俊二（三菱電機株式会社）
 - ・今田 俊也（新エネルギー・産業技術総合開発機構）
 - ・大島 昌彦（日本商工会議所）
 - ・久保 浩平（日本経済団体連合会）
 - ・鈴木 潤（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
 - ・高梨 義幸（TMI総合法律事務所）
 - ・信田 哲宏（東京大学）
 - ・服部浩一郎（産業技術総合研究所）
 - ・日達 佳嗣（株式会社ispace）
 - ・福田 剛志（日本アイ・ビー・エム株式会社）
 - ・森田 恵（積水化学工業株式会社）
 - ・山口 博臣（日本労働組合総連合会）
 - ・山越 祥子（筑波大学）
- <オブザーバー>
- ・内閣官房国家安全保障局／内閣府（経済安全保障担当）
 - ・内閣府科学技術・イノベーション推進事務局
 - ・公正取引委員会
 - ・文部科学省
 - ・厚生労働省

各章で共通する技術流出対策について（第1章）（拡充）

- 2026年1月に「経済安全保障経営ガイドライン」を策定したことを踏まえ、共通する対策事項として、経営層によるリーダーシップや、組織体制の構築・リスクマネジメント、重要技術の特定・評価について、記載。
- 重要技術の考え方として、①自社の競争力の源泉となるコア技術を明確にするとともに、②軍事転用懸念のある安全保障上の重要技術や③経済安全保障に関わる重要技術に該当しないか評価する重要性について言及。
- また、破壊的技術革新が進む領域に関しては、自社が保有していない技術について、国際共同研究等を通じ、自社の技術優位性を磨きあげながら、同時に防衛策（技術流出対策）を講じる必要があるため、④自社が保有しておらず、獲得をしたい技術を評価することの重要性についても言及。

① 競争力の源泉となるコア技術

- 秘匿化する技術については営業秘密管理を徹底するとともに、技術保有者の把握や適切な処遇等による対策を講じる。
- ②・③に位置付けられる技術もあるため、海外移転等を進める場合には、必要に応じて経済産業省や所管省庁に相談することを促進。

② 安全保障上の重要技術（軍事転用懸念のある技術）

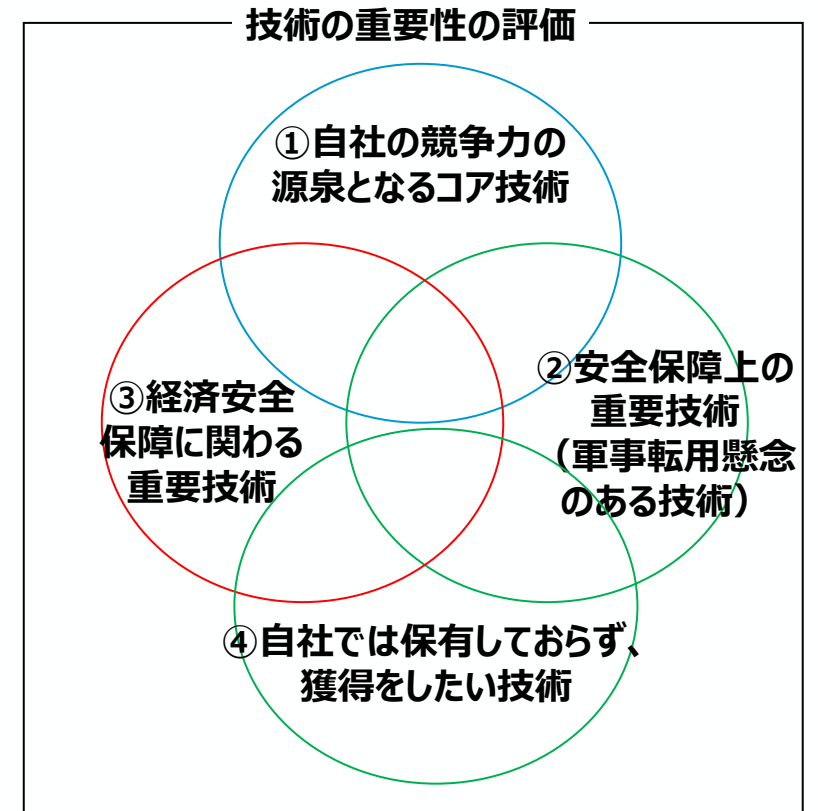
- 外為法上のリスト規制技術に該当する場合など、我が国の安全保障に影響を与える可能性があるもの。特に慎重な対応が必要である。

③ 経済安全保障に関わる重要技術

- 我が国の自律性や不可欠性を確保するために重要な技術。他国の獲得対象となっている可能性もあり、第三国からの制裁や取引停止等の関係で注意を要する。一社の技術流出が我が国の産業・技術基盤、ひいては国力に影響を与える可能性がある。

④ 自社では保有しておらず獲得をしたい技術

- 技術流出対策とオープンイノベーションのバランスをとりながら、共同研究等を通じて、積極的に技術の創出・獲得に取り組む。相手先との関係で、レピュテーションリスクや第三国の法令抵触リスクへの配慮が必要である。



生産拠点の海外進出に伴う技術流出への対策について（第2章）（変更なし）

- 第2章では、日本企業が、海外拠点での生産及び製品開発を行うことを目的として、合併会社を設置するケースや、現地企業に対して生産委託・ライセンス供与等を行う場合を想定した技術流出対策を示している。
- 本章については、（1）計画段階 → （2）事業実施段階 → （3）撤退段階、といった時系列で整理している。

（1）計画段階における対策事項（例）

① 相手国の制度の確認

- 現地法令を根拠に技術情報の開示が求められるケースがあるため、たとえば以下の点を確認する重要性について言及。
 - 環境規制、競争法関連の許認可・審査プロセス等における技術データ等の提出命令の可能性
 - 技術者の拘束可能性
 - 自国企業を優遇するような契約条件を強制される可能性
 - 外資比率が高い場合に補助や調達等で不利に扱われる可能性
 - 外国政府等による情報収集活動に協力する義務を課す法令等の有無

② 相手国の技術的関心の確認

- 相手国政府が国産化を志向する技術分野では技術流出リスクが高まるため、移転技術の相手国の政策における位置付けを、必要に応じて経産省に相談する等により精査する重要性について言及。

（2）事業実施段階における対策事項（例）

① 固有名詞の秘匿化

- 原材料名や調達元等の重要な固有名詞についてコードネーム化すること等の重要性について言及。

② 製造設備のメンテナンス管理の徹底

- 製造設備には、メーカーとのすり合わせやカスタマイズにより重要なノウハウが化体しているケースがあるため、自社又は日系メーカーによるメンテナンスを徹底する重要性について言及。

（3）撤退時における対策事項（例）

① 製造設備の適切な処分

- 重要技術が化体している製造設備については、確実に日本に返却又は廃棄すること、廃棄する場合にも現地確認まで徹底することの重要性について言及。

人を通じた技術流出対策について（第3章）（拡充）

- 役職員による技術情報の持ち出しや技術者の転職によって技術優位性を失ってしまうケースを念頭に、**人を通じた技術流出を未然に防止するための対策事項を中心に記載。**
- 第2版改訂に当たり、**①重要技術を扱う部署への配属に際しての適性の確認、②競業避止義務契約の活用**を追加。

① 重要技術を扱う部署への配属に際しての適性の確認

- 安全保障上の重要技術や、経済安全保障に関わる重要技術に関しては、秘密管理の高度な必要性が認められることから、当該技術を扱う部署等への配属に際しては、配属候補者の個別事情（たとえば以下の項目）を総合的に考慮し、業務上知った技術情報を漏えいするおそれを評価することの重要性について言及。

- ・ 社内における情報管理状況
- ・ 外国政府の情報収集活動に協力する法的義務の有無
- ・ 外国政府等との関係
- ・ 情報取扱に関する前科の有無
- ・ 情報取扱に関する非違歴の有無

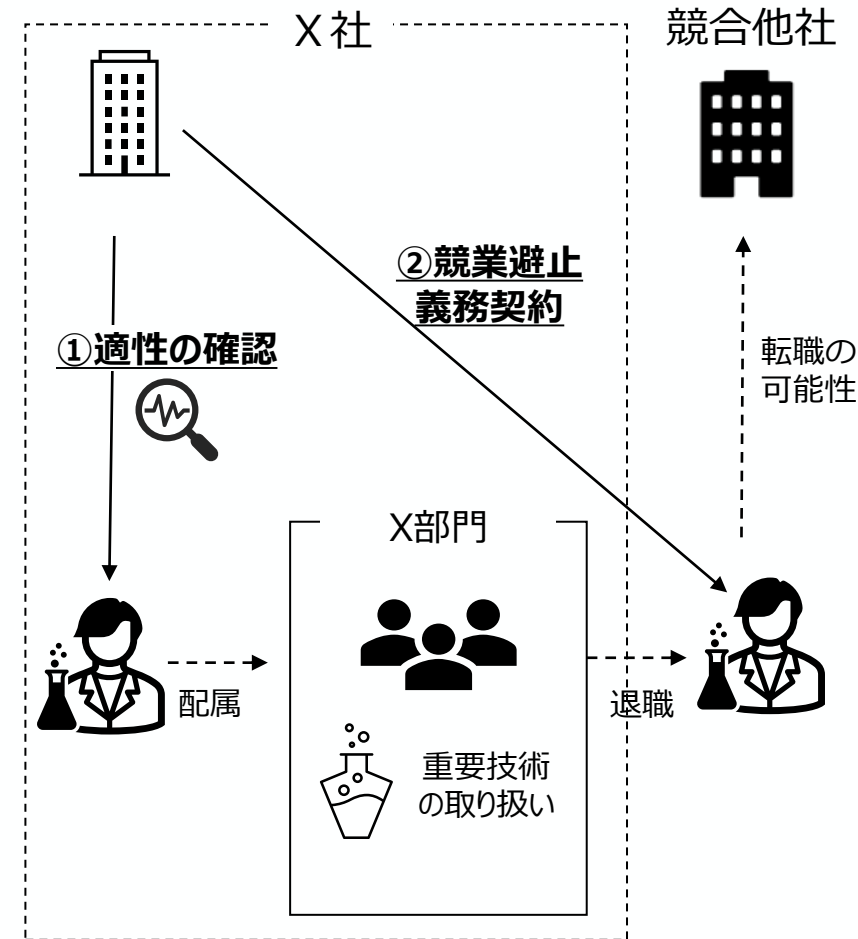
- 実施に当たっては、対象者の同意を丁寧に得ること、重要経済安保情報保護活用法に基づく「適性評価」とは異なること、労働基準法や個人情報保護法に違反しないよう留意すること等を記載。

※個人情報の収集については、労働基準法に基づく規制はなく、本人同意等の個人情報保護法の遵守が必要。

※労働基準法上、情報収集活動協力義務を考慮すること自体は直ちに否定されていない。

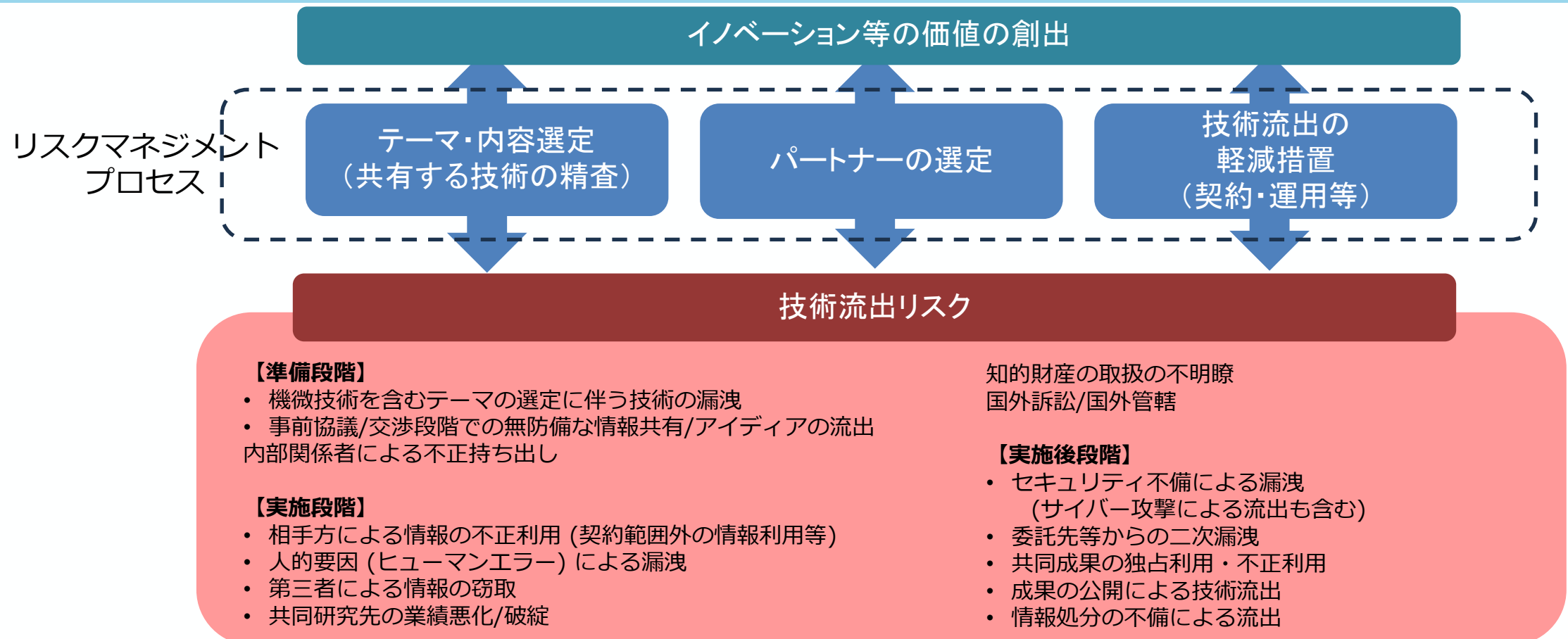
② 競業避止義務契約の活用

- 退職後の技術流出防止のため、労働法制等との関係での適切性を確保しながら、誓約書等において、退職後に競合他社（特に他国企業）で業務を行うことを制限することの重要性について言及。



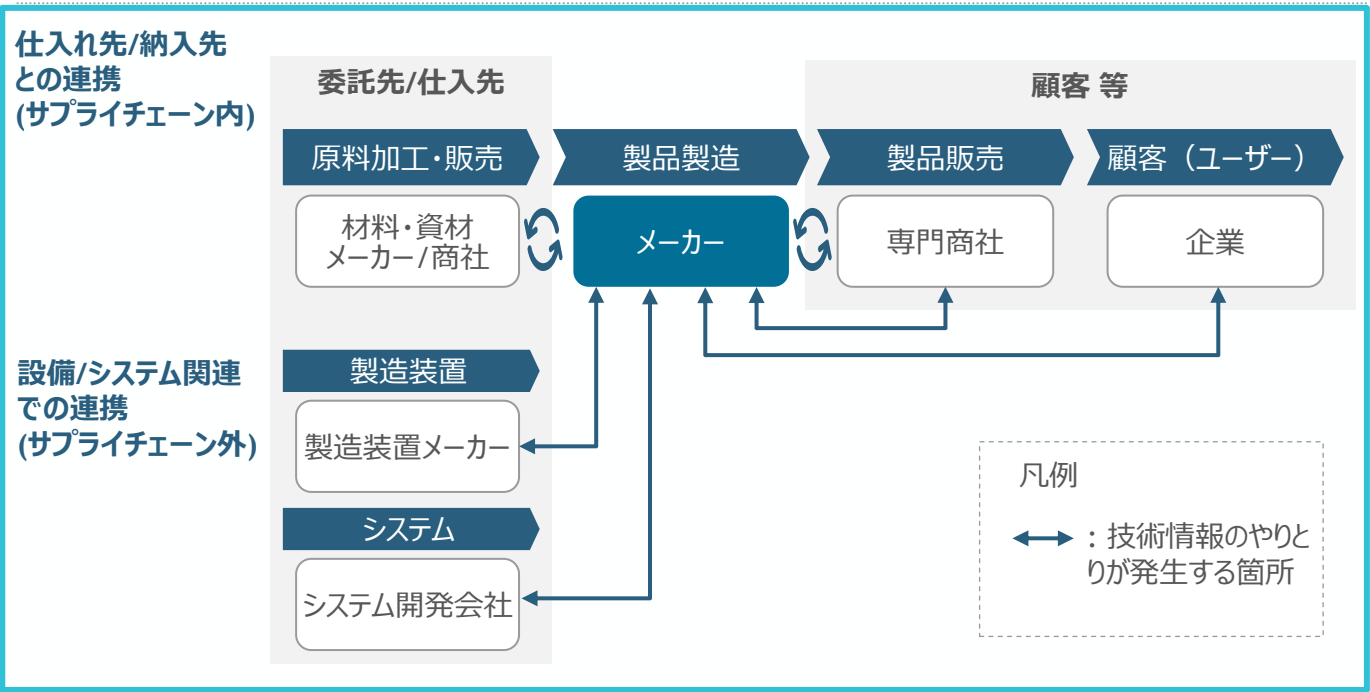
共同研究に伴う技術流出への対策について（第4章）（新規）

- 共同研究は、イノベーション実現のために重要であるが、その過程で提供される技術情報は共同研究先の管理下に置かれ、共同研究先が国外であったり、ガバナンスの形態が異なる組織（大学など）であるケースが想定されるため、適切な技術流出リスクへの対応が必要。
- 重要技術の特定・評価（p5）を前提としたテーマ選定の重要性とともに、実務上取組が進んでいない共同研究先のデューデリジェンス（DD）の重要性を記載。共同研究先のDDの考え方として、共同研究相手の国単位・組織単位・個人単位という3層のアプローチを提示。

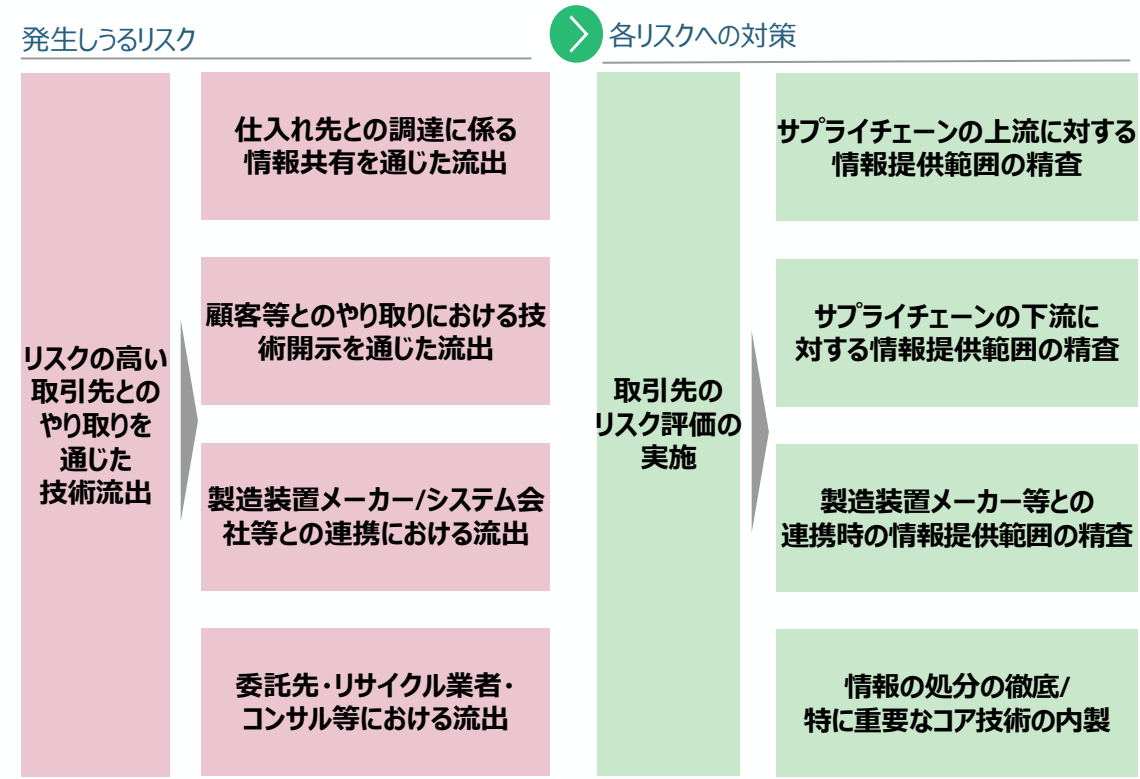


- 製品性能や品質の最大化には、原料調達先や装置メーカー等との相互調整（いわゆる「すり合わせ」）が極めて重要だが、その過程で提供される技術情報は取引先の管理下に置かれるため、技術流出リスクが高い。
- 本章については、取引先のリスク評価等のサプライチェーン内外で共通する対策項目のほか、サプライチェーン内外における連携においても技術情報の提供範囲をよく精査することの重要性について言及。特に、外国企業との取引の場合には、提供範囲に注意し、迷う場合には積極的に経済産業省に相談するよう記載。

【想定される「すり合わせ」】



【「すり合わせ」時のリスクと対策】



経済安全保障と独占禁止法に関する事例集（2025年11月策定）

- 昨年11月、公正取引委員会において経済安全保障に関わる課題についての独占禁止法上の考え方を取りまとめ、「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」として公表

「経済安全保障と独占禁止法に関する事例集」における事例一覧

情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・業務提携・買収提案に関する情報交換（事例①） ex. 電子機器や高機能素材等 ・流出を防ぐべき範囲に関する情報交換（事例②） ex. 電子機器や高機能素材等 ・アンチダンピング申請に関する情報交換（事例③） ex. 金属 ・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例④） ex. 自動車内燃機関部品 ・市場が縮小する事業の集約化に関する情報交換（事例⑤） ex. 素材産業等 	企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ・寡占市場における企業結合（事例⑨） ※事例①⑥⑦の発展事例 ex. あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品 ・市場が縮小する事業に関する統廃合（事例⑩） ※事例⑤の発展事例 ex. 素材産業等 ・過剰供給市場におけるポートフォリオ調整（事例⑪） ex. 素材産業等 ・事業の安定性・持続性を考慮した業界再編（事例⑫） ex. あらゆる新工ネ関連製品や自動車、製造装置等に必要不可欠な部品 ・競争力を維持・確保するための統合・合併（事例⑬） ex. 造船・船用工業 ・国内で寡占的な複数事業者の統合・合併（事例⑭） ex. 造船・船用工業
	共同行為		<ul style="list-style-type: none"> ・重要原材料の調達に関する情報交換及び共同調達（事例⑥） ex. 他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等） ・供給が限られる製品等の川下市場への配分（事例⑦） ex. 他国からの輸入に依存している原材料（重要鉱物等） ・競争力を維持・確保するための共同行為（事例⑧） ex. 造船・船用工業

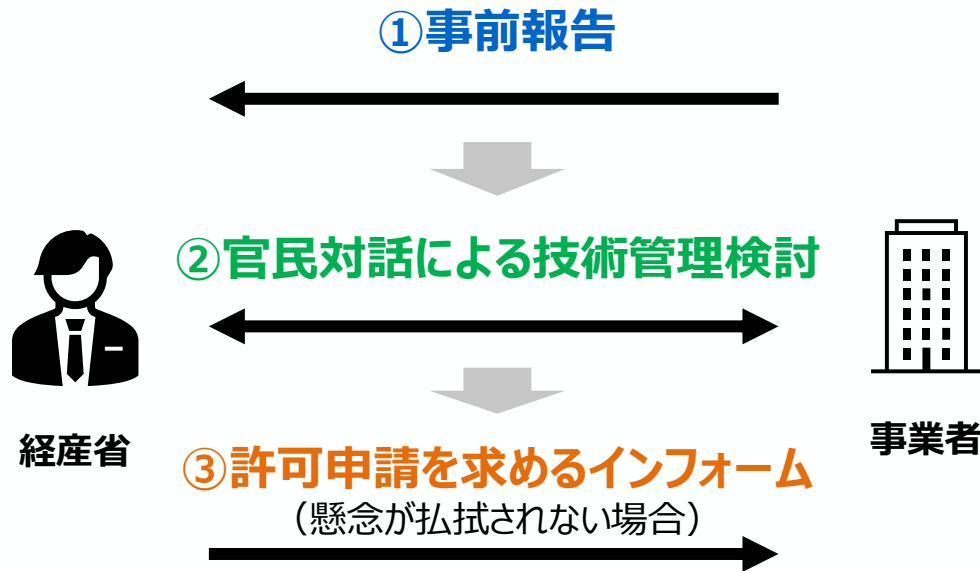
日本が優位性を持つ技術について、国内メーカー間で、又は所管省庁や業界団体を通じて、当該技術分野における海外流出を防ぐべき技術の範囲に関して情報交換を行う事例。

- 重要な技術やノウハウを有する事業者が、海外事業者への流出を防ぐべき重要な技術やノウハウの種類又は用途について、他の事業者、所管省庁又は業界団体との間で情報交換・共有すること自体は、通常、独占禁止法上問題とならない。
- なお、事業者間で、共同して技術やノウハウの内容又は水準について取り決めることにより、技術や製品をめぐる競争に悪影響を及ぼす場合には、技術制限カルテルとして独占禁止法上問題となるおそれがある。

外為法に基づく技術管理対話スキーム（2024年12月施行）

- 技術は、貨物に比して、一度移転すれば、管理の難易度が高くなる。また、移転後の時間的経過とともに主体や用途が変化し、当初想定できないような軍事転用に繋がる懸念がある。
- このため、安全保障上の観点から管理を強化すべき重要技術の移転に際して、外為法に基づく事前報告制度を設け、これを端緒として官民が確実に対話する。
- 技術移転を止めることが目的ではなく、適切な技術管理を徹底することが目的。技術流出の懸念が払拭されない場合に、許可申請を求めるインフォームを発出する場合もあるが、原則として、対話を通じた信頼関係の下での解決を目指す。
- 事前報告対象として、今般、新たに5技術を追加するべくパブコメを実施中。

<スキーム概要>



事前報告の対象技術	
①積層セラミックコンデンサ (MLCC)	⑬正負極バインダ
②SAW及びBAWフィルタ	⑭固体電解質
③電解銅箔	⑮セパレータ製造装置
④誘電体フィルム	⑯量子ドット
⑤チタン酸バリウム	⑰TADF材料 (有機EL次世代発光材料)
⑥炭素繊維	⑱位相差フィルム
⑦炭化ケイ素繊維	⑲軟性内視鏡
⑧フォトレジスト	⑳ソルダーレジスト
⑨非鉄金属ターゲット材	㉑GaN基板 (GaN on GaN)
⑩走査型/透過型電子顕微鏡 (SEM/TEM)	㉒永久磁石
⑪磁気センサー	㉓ペロブスカイト太陽電池
⑫スポンジチタン	㉔シンチレータ

技術情報管理認証制度（TICS）

- 技術流出対策や情報管理を進めるには、**社内ルールの策定や体制の構築、情報アクセス制限の付与など、包括的な対応が必要**。他方、**経営資源に限りがある中小企業**には、自社のみで取組を進めることが難しいとの声も寄せられていた。
- 国が設けたTICSでは、企業は**認証機関の指導・助言**を受けつつ、体制整備等に取り組み、その状況が**客観的に審査・認証**される。企業の対策を、取引先等に示すことが可能となり、**取引先からの信頼性も向上**。



国の基準を満たすかを客観的に審査・認証
必要に応じて事業者に指導・助言

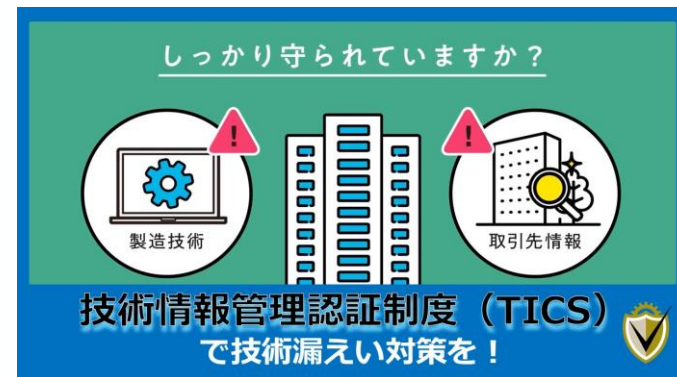
【技術情報の管理基準（例）】

- 管理者の選任
- 情報の取扱い（管理、複製、廃棄等）
- 従業員向けトレーニング
- 情報漏洩発生時の対応
- 情報のアクセス制限
- 情報を保管する金庫や扱うエリアの確保
- 情報システムのセキュリティ

※自工会・部工会ガイドラインのLv1やISMS等の内容を取り込み、ビジネスシーンでのニーズにも対応

認証の申込み
情報の態様・価値等に応じて対策を実施

◆ YouTubeで概要動画を公開中！



専門家派遣事業

8月18日より、認証取得等を支援する
専門家を無償で派遣する事業を開始。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/page04.html